

○ 宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方（平成13年国総動第3号）新旧対照条文

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>第4条第2項第4号関係</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 規則第1条の2第1項第1号に定める証明書の取り扱いについて</p> <p>外国籍の者で国外に在住している者については、その者が外国の法令において破産手続の決定を受けて復権を得ない者を公証人、公的機関等が証明した書面を規則第1条の2第1項第1号で定める証明書に代わる書面として取り扱うものとする。</p> <p><u>4</u> 「必要と認める書類」について（規則第1条の2第3項関係） 規則第1条の2第3項に規定する「必要と認める書類」は、次の（1）又は（2）とする。</p> <p>（1）成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見等登記事項証明書並びに市町村の長の証明書</p> <p>（2）契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書</p> <p>① 医師の診断書の内容について 医師の診断書は、契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載したものとし、その根拠について記載することとする。なお、当該医師の診断書については、申請日前3月以内に発行されたものであるものとする。</p> <p>（根拠として記載する事項の例）</p> <p>A 医学的診断</p>	<p>第4条第2項第4号関係</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 規則第1条の2第1項第1号の2に定める証明書の取り扱いについて</p> <p>外国籍の者で国外に在住している者については、その者が外国の法令において破産者、成年被後見人又は被保佐人と同様に取り扱われている者を公証人、公的機関等が証明した書面を規則第1条の2第1項第1号の2で定める証明書に代わる書面として取り扱うものとする。</p> <p>（新設）</p>

- ・ 診断名
 - ・ 所見（現病歴、現在症、重症度、現在の精神状態と関連する既往症・合併症など）
 - ・ 各種検査結果（認知機能検査等）
 - ・ 短期間内に回復する可能性
- B 判断能力についての意見
- ・ 見当識の障害有無
 - ・ 他人との意思疎通の障害の有無
 - ・ 理解力・判断力の障害の有無
 - ・ 記憶力の障害の有無
- C 参考となる事項（本人の心身の状態、日常的・社会的な生活状況）
- D その他地方整備局長等が必要と認める事項